

第 1 回東近江市景観審議会

議 案 書

平成 2 2 年 1 2 月 2 日 (木) 午前 9 時 30 分 ~
東近江市役所 東 A 会議室

議案第 1 号 東近江市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱の制定について

議案第 2 号 東近江市景観計画の策定について

議案第 1 号

東近江市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱の制定について

このことについて、東近江市風景づくり条例施行規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めます。

平成 22 年 12 月 2 日

東近江市景観審議会長

議案第1号資料

東近江市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱

平成22年12月 2日

景観審議会要綱 第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東近江市風景づくり条例施行規則(平成22年東近江市規則第50号)第18条第2項の規定により、東近江市景観審議会の会議(以下「会議」という。)の公開に関して、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の公表)

第2条 会議を開催する場合は、会議開催日の2週間前までに、一定の方法により公表する。

2 公表する内容は、日時、場所、議題、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人以内とし、会場を考慮して会長が定める。

(傍聴の申込方法)

第4条 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場受付にて東近江市景観審議会傍聴申込書(様式第1号)に、所要事項を記入し、会長に申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、会議開会予定時刻までに、先着順に定員に達するまで認める。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(ただし、会長の許可を得た者を除く。)
- (5) パソコン、ラジオ、拡声器、マイク、無線機の類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人心得等の交付)

第6条 傍聴人には、東近江市景観審議会傍聴人心得(別紙1)及び会議資料又はその概要を交付する。

(報道関係者の取扱い)

第7条 報道関係者で撮影及び録音を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場受付にて東近江市景観審議会撮影・録音等許可申請書(様式第2号)に、所要事項を記入し、会長に申込み許可を得なければならない。

(会長の指示)

第8条 会長は、この要綱に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要綱又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命ずることができるものとする。

2 会議の一部を非公開としたときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。

(議事録の公表)

第9条 会議の議事録は公表する。ただし、発言者氏名や東近江市情報公開条例(平成17年条例第10号)第7条の各号に掲げる情報に該当する事項等は公表しないものとする。

2 非公開とした議事は、議事の概要(会議の経過及び結果などを要約したもの)を公表する。

3 会議の議事録は、東近江市都市整備部都市整備課に備え付け、会議資料と併せて一般の閲覧に供するとともに、東近江市ホームページへ掲載する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月2日から施行し、第9条の規定は、第1回東近江市景観審議会の議事録から適用する。

別紙 1

東近江市景観審議会傍聴人心得

東近江市景観審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴される方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、はち巻、たすき、その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 会場において、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにすること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注)これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。

東近江市景観審議会

様式第 1 号

第 回東近江市景観審議会傍聴申込書

平成 年 月 日

住 所	
氏 名	
年 齡	歳
備 考	

(受付印)

様式第2号

第 回東近江市景観審議会撮影・録音等許可申請書

平成 年 月 日

東近江市景観審議会長 様

申請者住所	
報道機関名	
申請者氏名	
種 類	写真 映画 録音 パソコン
目 的	
誓 約	上記目的以外は使用いたしません。

上記のことについて、許可してよろしいか。

会 長	課 長	G L	事務局

(受付印)

議案第 2 号

東近江市景観計画の策定について

このことについて、別紙のとおり東近江市長から諮問されたので、意見を求めます。

平成 2 2 年 1 2 月 2 日

東近江市景観審議会長

東都整第 252 号

平成22年12月2日

東近江市景観審議会長 様

東近江市長 西澤 久夫

東近江市景観計画の策定について（諮問）

景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく東近江市景観計画の策定について、東近江市風景づくり条例（平成22年条例第26号）第15条第2項の規定に基づき諮問します。

議案第 2 号資料

東近江市景観計画の策定について

1 . 東近江市景観計画案 別 添 (事前配布)

2 . 根拠法令等

景観法第 8 条

「景観行政団体は、(中略) 良好な景観の形成に関する計画 (景観計画) を定めることができる。」

東近江市風景づくり条例 (以下「風景づくり条例」) 第 1 5 条第 1 項

「市長は、風景づくり基本計画を推進するため、景観計画を定めるものとする。」

3 . 策定手続きの経過

(1) 景観計画案の作成

東近江市景観計画策定委員会【H20.11.14～H22.2.26】から市長へ報告書が提出されました。

(2) パブリックコメント【H22.10.12～H22.11.5】

意見提出はありませんでした。

(3) 市議会産業建設常任委員会で説明【H22.11.9】

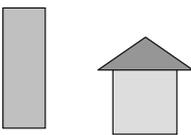
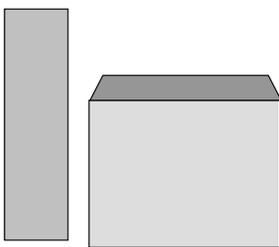
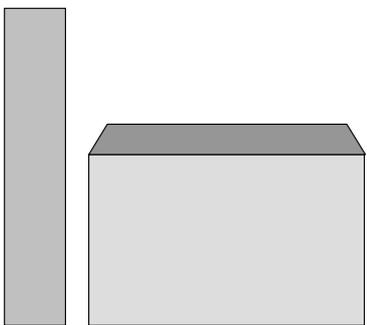
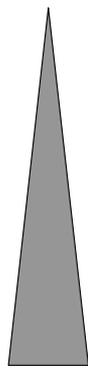
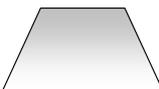
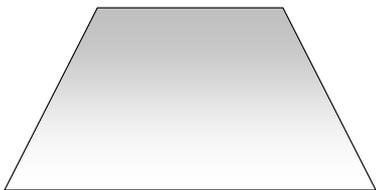
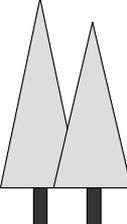
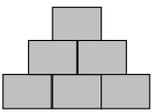
市民への周知に努めるよう要請がありました。

(4) 説明会(公聴会)開催【H22.11.26】

景観形成重点地域の新規指定箇所のある永源寺地区で開催しました。主な意見は次のとおりです。

- ・ 永源寺地区は都市計画区域外であり、市として一体的な都市計画による規制が必要ではないか。
- ・ 国道 421 号沿道重点地域では、独自に屋外広告物の厳しい色彩基準を設けたほうがよいのではないか。
- ・ 河川の水質改善、不法投棄ごみの規制や川原の除草・清掃が必要である。
- ・ 重点地域の地元住民への説明が必要である。

届出の対象となる行為の概要

地域区分	景観形成重点地域 景観形成重点地区	市街化調整区域 非線引き都市計画区域 都市計画区域外	市街化区域
建築物の新築・増築・改築	 <p>高さ5m超 延床面積10㎡超</p>	 <p>高さ10m超 延床面積500㎡超</p>	 <p>高さ13m超 延床面積1000㎡超</p>
工作物の新築・増築・改築・移転	 <p>高さ5m超(電柱は10m超)</p>	 <p>高さ13m超(電柱は15m超)</p>	
開発行為	 <p>面積100㎡超 (のり面の高さ1.5m超又は のり面の長さ10m超)</p>	 <p>面積1000㎡超</p>	
木竹の伐採	 <p>高さ5m超 (農林業や管理行為は除く)</p>		
物件の堆積	 <p>高さ1.5m超又は 面積100㎡超</p>		

